⑼　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」の採否は競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑾　一般競争参加資格を有していない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格を有していない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑿　手続における交渉の有無　無
⒀　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⒁　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Nishio Shojiro, President,Osaka University
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Osaka University hospital facilities, Osaka University
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. 10, May, 2021
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 12 : 00 A.M. 24, Jun, 2021 (tenders submitted by mail : 12 : 00 A.M. 24, Jun, 2021)
⑹　Contact point for tender documentation : Facilities Planning Division, Osaka University, 1―1 Yamadaoka Suita-shi, Osaka, Japan 565―0871 TEL 06―6879―7116

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年４月15日
国立大学法人大阪大学総長　西尾章治郎

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　27

○第２号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　大阪大学（吹田）医学部附属病院統合診療棟等新営その他電気設備工事
⑶　工事場所　大阪府吹田市山田丘１―１（国立大学法人大阪大学吹田団地構内）
⑷　工事概要
【統合診療棟―新営】主要構造　Ｓ造・ＳＲ造・免震、階数　地上８階・地下２階、工事延べ面積　68,480.95㎡
【外来・中診棟―改修】主要構造　ＳＲ造、階数　地上５階・地下１階、工事延べ面積　43,682.54㎡
【オンコロジーセンター棟―改修】主要構造　Ｓ造、階数　地上５階・地下１階、工事延べ面積　3,469.26㎡
⑸　工期　令和６年10月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　電灯設備一式、受変電設備一式、発電設備一式、情報設備一式
⑺　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑻　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑼　本工事は、工事の施工について「ワーク・ライフ・バランス等の推進」並びに「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書等」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、国立大学法人大阪大学総長から共同企業体としての認定を受けていること。
⑴　国立大学法人大阪大学契約規則第７条及び第８条の規定に該当しない者であること。
⑵　文部科学省において令和３・４年度の電気工事の一般競争参加者の資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,100点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　総合評価の評価項目に示す「工事全般の施工計画」の欠格に該当しないこと。
⑸　平成18年度以降に、元請（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者から直接請け負うことをいう。以下同じ。）として完成し、引渡しが完了した次の要件を満たす施工実績を有すること。
また、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、この一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。
①　単体又は共同企業体の代表者　次の㈠から㈢の要件をすべて満たす工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
㈠　病院（医療法（昭和23年法律第205号）第１条の５に規定する病院をいう。以下同じ。）における診療の用に供する建物の工事であること。
㈡　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物の工事であること。
㈢　新築電気設備工事、増築電気設備工事又は改築電気設備工事であること。
㈣　㈢に係る部分の床面積の合計が１万平方メートル以上の工事であること。
ただし、上記㈠から㈣まではすべて同一建築物の実績であること。また、㈡については主たる構造種別である場合とし、一部のみが当該構造種別である場合は実績とは認めない。
②　共同企業体の代表者以外の構成員　次の㈠から㈣の要件をすべて満たす工事（発注者は問わない。民間実績も可とする。）の施工実績（以下「代表者以外の構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。
㈠　病院、校舎、研究施設又は庁舎の工事であること。
㈡　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物の工事であること。